

備中備後ジャパндеニムプロジェクトPR事業（首都圏イベント）業務委託仕様書

1 事業目的

本市を含む備中・備後地域は、紡績、染色、織布、縫製、加工等を一貫して行うことができる希少な集積地であり、高い技術力を有している。一方、こうした技術力や製造工程、製品、事業者など、産地が有する魅力や価値が十分に認知されていないことが課題となっている。

備中・備後地域では、地域の共通資源である「デニム」を広く発信するため、2016年度（平成28年度）から「備中備後ジャパндеニムプロジェクト」に取り組み、産地PR事業やプロモーション事業を実施している。

本業務では、首都圏で開催されるイベントへの出展等を通じて、備中・備後地域のデニム産地が有する技術、製造工程、製品及び事業者の魅力と価値を効果的に発信し、産地の認知拡大を図るとともに、産地への理解と関心を高めることを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月15日まで

3 業務場所

首都圏で開催される出展イベントの会場その他発注者が指定する場所

4 業務内容

首都圏で開催される展示会、商談会等（以下「出展イベント」という。）に出展し、展示その他の企画を通じて、備中・備後地域のデニム産地の魅力と価値を効果的に発信すること。

(1) 出展イベントの企画及び選定

ア 本業務の目的に照らし、産地の認知拡大並びに理解及び関心の向上に効果的な出展イベントを企画提案すること。なお、出展イベントは、原則として2027年（令和9年）2月28日までに開催されるものとする。

イ 提案する出展イベントについて、名称、主催者、開催日時、開催場所、開催規模、主な来場者の属性、出展条件、選定理由、期待される効果、実現可能性及び経費を示すこと。

ウ 提案時点において、申込期限、出展枠の空き状況その他出展に必要な条件を確認すること。

(2) 展示の企画及び実施

ア 出展イベントの特徴を踏まえ、備中・備後地域のデニム産地が有する技術、製造工程、製品及び事業者の魅力と価値を、一体的かつ効果的に発信できる展示コンセプトを企画提案すること。

イ 出展名は、原則として「備中備後ジャパндеニムプロジェクト」とする。

ウ 複数のデニム関連事業者（以下「産地事業者」という。）による展示を基本とし、産地の魅力と価値を効果的に発信するために必要な展示面積、ブース形状、レイアウト、展示方法その他の展示内容を企画提案すること。

- エ 展示コンセプトに基づき、ブース等の設計、設営及び装飾、必要な什器及び設備の手配、展示品等の搬入並びに撤去を行うこと。
- オ 展示コンセプト及び出展イベントとの適合性を踏まえ、参加する産地事業者の構成及び選定方針を企画提案すること。具体的な参加事業者については、発注者と協議の上、決定すること。
- カ 出展料、会場使用料、什器費、設営費、装飾費、展示品等の運搬費、参加する産地事業者の旅費その他出展に必要な経費は、委託料に含むものとする。
- キ 出展イベントの開催期間中、来場者への説明、参加事業者との調整その他ブース等の運営全般を行うこと。
- ク 出展イベントの主催者、参加事業者その他の関係者と緊密に連絡調整を行い、円滑に業務を実施すること。

(3) 広報及び来場促進

- ア 出展イベントの特徴及び来場者の属性を踏まえ、報道関係者、ファッション・繊維関係者その他産地の認知拡大につながる対象者に対し、出展内容を効果的に周知すること。
- イ ウェブサイト、SNS、案内状、プレスリリースその他の手法を活用し、ブース等への来場促進を図ること。
- ウ 来場者と産地事業者との交流、意見交換その他の接点づくりを積極的に行うこと。
- エ 来場者に関する情報を取得する場合は、その利用目的及び発注者への提供について明示するなど、個人情報適切に取り扱うこと。
- オ 来場者数や閲覧数などの定量的な成果指標を設定すること。

(4) デニム産地PRリーフレットの印刷及び配布

発注者が提供する印刷用データを用いて、デニム産地をPRするためのリーフレットを次の仕様により印刷し、出展イベントの会場へ搬入するとともに、ブース来訪者等に配布すること。なお、残部は、業務終了後、発注者に納品すること。

A3判／コート紙135kg／2つ折り／両面カラー／
日本語版3,000部／英語版1,500部

(5) 効果検証

- ア 本業務の効果を検証するため、ブース等の来訪者に対するアンケートその他の調査を実施すること。調査内容及び実施方法については、事前に発注者と協議の上、決定すること。
- イ 調査結果について、来場者の属性、デニム産地に対する認知、理解及び関心、評価された技術、製造工程及び製品、今後の関わりの可能性等を分析すること。
- ウ ブース等の来訪者数、報道・メディアへの掲載状況その他事業成果を把握するために必要な項目を記録すること。
- エ 調査及び記録の結果を基に、本業務の成果及び課題を整理し、業務完了報告書に反映すること。

(6) 独自提案

上記(1)から(5)までのほか、トークイベント、ワークショップ、映像の活用その他、産地の認知拡大並びに理解及び関心の向上につながる効果的な企画を提案すること。実施内容につい

ては、発注者と受注者が協議の上、決定する。

5 業務報告等

- (1) 成果を把握するのに必要な項目(ブース来訪者数、メディア掲載数その他の事業成果を把握するのに必要なもの)を記録すること。また、業務記録(記録写真の撮影、動画、新聞・メディア等の掲載記事、アンケート調査結果等)に加えて、本業務の成果及び課題並びに次年度以降の提案をとりまとめて業務完了報告書を作成し、電子データで提出すること。
- (2) 上記(1)のほか、発注者が求めた場合、受注者は業務の進捗状況等に関する資料等を提供すること。
- (3) 上記(1)及び(2)の報告等に伴う費用は、受注者の負担とする。

6 留意事項

- (1) 本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認など、事業の円滑な実施のために、適宜、発注者と連絡調整を行うこと。
- (2) 業務の遂行に当たっては発注者と連絡を密にし、打合せを定期的に行うこと。
- (3) 発注者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (4) 業務委託の執行において、不測の事態が生じたときは発注者に責任がある場合を除き、速やかに発注者に連絡したうえで、受注者の責任においてこれを解決すること。
- (5) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (6) 受注者は、本業務において撮影した写真、動画その他の記録について、発注者が広報などに使用できるよう、必要な権利処理を行うこと。
- (7) 本業務により作成された成果物に係る著作権その他一切の権利は、発注者に帰属するものとし、発注者は当該成果物を二次使用できるものとする。
- (8) 受注者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の了解を得なければならない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。